

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年10月)

1. 開催日時 令和5年10月25日(水)
午後1時40分から午後2時40分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 18人

会 長	3番 真 梶 広 也
会長職務代理者	6番 山 口 博 史
副会長	13番 近 藤 清 夫
	15番 松 本 武 夫

委 員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真梶 広也	4番	久保 さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 1人 (2番 藤本敏夫)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 11人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 6人 (遠藤予志郎 篠原隆史 天満茂樹 住友武司 山尾雅泰 吉田 健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第34号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
- 第5 報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
- 第6 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局	それでは、ただ今から、令和5年10月吉野川市農業委員会総会を開会致します。 本日は2番藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員11名にも出席いただいております。 それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。
会 長	(会長挨拶)
議 長	まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。 (異議なしとの声)
議 長	異議なしということでございますので、1番、大塚委員、4番、久保委員に、議事録署名をお願い致します。 本日の定例会に出ております議案は、 議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 9件 議第34号 農地法の適用を受けない土地の証明願について 2件 報告事項(1)農地転用の制限の例外届について 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。
議 長	議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。 なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
議 長	それでは、議第32号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第32号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字長原、地目は台帳、現況共に畑、面積は、180㎡です。譲渡人は、高齢で、農業に従事する後継者もおらず、経営の縮小を考えていました。知人である譲渡人に相談したところ話がまとまり譲渡することになったとのことです。譲受人は過去に農地を借りて耕作しており、農作業歴も15年ほどあります。取得後は自家消費用のニンニクや玉ねぎを作付けする予定とのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。補足説明をさせていただきます。21日に現地確認をさせていただきました。譲渡者は最近体調が悪く耕作が困難になってきたため農業の縮小を考えておられたようでございます。申請地には現在玉ねぎ等が植えられており、引き続き耕作されるものと思われます。特に問題はないと思われますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第32号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第32号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第32号2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字中筋、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は772㎡です。譲渡人は、農業経営の縮小を考えており、親戚関係にあたる譲受人に相談したところ、耕作できる土地を探していたとのことで、利害が一致し今回の申請に至ったとのこと。6月にも両者の

間で農地の売買がされており、許可された農地は現在耕作中とのことです。今回の申請地では自家消費用の菜の花やブロッコリーを作付け予定で、同居している息子も一緒に農作業に従事するそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、瀬尾です。譲受人は購入後、ブロッコリーや菜の花を作るとのことです。問題はないと思いますので、ご審議、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第32号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第32号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第32号3番及び4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、山川町東麦原、地目は、台帳、現況共に田、面積は396㎡です。譲渡人は、県外在住で耕作もできないことから農地の処分を考えていました。申請地の隣地に住んでいる譲受人に相談をしたところ、売買の話がまとまり今回の申請に至ったとのことです。譲受人の義父が農業を営んでおり、教わりながら水稻を作付けする予定です。

事務局 続きまして4番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、山川町川東、地目は、台帳が田、現況は畑、面積は492㎡です。譲渡人は、市外在住で農業はできず、申請地を売却することを希望していました。申請地隣地に住む譲受人に相談したところ、耕作できる土地なら譲り受けたいと話がまとまり今回の申請に至ったとのことです。取得後は、自家消費用の葉物野菜を作付けする予定です。

以上2件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 14番 14番、原です。事務局から説明があったとおりでございます、2件とも何も問題ないと思いますので、ご審議、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第32号3番及び4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第32号3番及び4番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第32号5番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、山川町久宗、地目は、台帳、現況共に畑、面積は602㎡です。譲渡人は、高齢で施設に入所しており耕作はできず、孫である譲受人が代わって農地を管理するため、贈与により所有権移転をすることになったようです。申請地には現在みかんの木が植えられており、引き続き譲受人が管理していく予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 3番 3番、真相です。いま、事務局から説明があったとおりで、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第32号5番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第32号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 まず、1番の境内地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字宮間、地目は、台帳、現況共に田、面積は896㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲受人は、宗教法人で、お寺は申請地に隣接しております。最近の法要の行事は自宅ではなく、お寺で実施することが多くなっており、現在は駐車スペースが不足していることから、本殿に隣接する申請地を購入、境内地とし、参拝者等への駐車場として利用したいとのことです。普段は車5台から10台と大型バス2台程度の駐車場及び自動車回転場として使い、法事等の場合には20台程度の自動車を駐車する予定です。また、地元貢献として祭りの時には無料開放すること考えているとのことです。

計画概要は、自己資金80万円により、表土を約20cmすきとった後、良質土と碎石で約30cm盛土します。給排水は無く、雨水は地下浸透させることから周辺への影響は現状と変わらないと思われれます。

また、麻名用水土地改良区からは、該当する農地について、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口でございます。補足説明をさせていただきます。譲受人である宗教法人は、最近法事の行事をお寺ですることが多くなってきたため、近くに広い駐車場が必要と考えておりましたところ、高齢であり後継者もなく農業を縮小している譲渡人との間で、申請地売買の話がまとまったものでございます。周辺の農地も耕作に支障は無いと思われれますので特に問題はないと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号1番の、境内地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご

意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第33号1番につきましては許可することに決定いたしました。

続きまして、2番の使用貸借権設定による進入路、農機具置場への転用申請、3番の使用貸借権設定による車庫建築のための転用申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町飯尾字北門、地目は、台帳、現況共に田、面積は308㎡の内75㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、市道と居宅までの間に位置する息子名義の農地の一部を父親が借り受け、居宅への進入路の拡幅と農機具置場として整備するものです。
貸人と借人は親子であり、申請地の隣地で同居しています。市道から居宅までの現在の進入路を1m程広げ自家用車とトラクター等農機具の通行を安易にし、申請地の居宅に隣接する部分42㎡を置場に困っていたトラクター等の保管スペースとして整備する計画で、事業費は自己資金200万円を予定しています。
土地の造成については、既存進入路との段差20cmを埋めるため、申請地に擁壁を設け、13cm盛土、その上を7cmコンクリート打設します。給排水はなく、雨水については進入路南側にある既設の側溝に流す予定ですので農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町飯尾字北門、地目は、台帳が田、現況が宅地、面積は785㎡の内54.25㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、以前から一部に自家用車の車庫を建てて利用しております。
始末書の提出がありました。
(始末書)
「この度、下記の件につきましては、私の不始末に多大なご迷惑をお掛けしました。深く反省し、今後は二度とこのような不始末を繰り返さないことを誓います。」
内容としまして10数年前の車庫設置時、工事業者に任せきりで、固定資

産税も農地ではなくなっていたので全て完了していると思っていたとのことです。

現状は、妻所有の農地に夫が車庫を建てており、申請でも貸人が妻、借人が夫となり、使用貸借権を設定しての転用で、この借人は先ほど2番の借人と同一人物です。

同居する息子家族分も含めて6台の自動車があり、駐車スペースが不足していたため3台収納できる車庫を設置しており、土地の造成については表土を取り除き、碎石を埋設後にコンクリートを打設しております。給排水はなく、雨水は申請地北側の既設側溝に流しています。現在のところ周辺農地への影響は生じていないとのことです。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容については、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。会長、職務代理、事務局と共に現地を確認させていただきました。1件目の申請地は親族間で所有権移転した農地であり、その農地を活用した進入路の拡幅、耕作用農機具置場の新設ということでございます。両方とも今後の耕作等が効率的になり、周辺への影響も無いと思われます。2件目の申請地は、1件目の申請地に隣接した住居前の農地の一角に建設された車庫で、計画時に手続きを失念し建設されたものでございます。これまで周辺への影響も無く、ただいま説明のあったように始末書の提出並びに建設後10年余り経過ということでやむを得ないのかなというふうに思います。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号2番の使用貸借権設定による進入路、農機具置場への転用申請、3番の使用貸借権設定による車庫建築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号2番及び3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

4番でございます。4筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、山川町宮島、地目は、台帳が田、現況が田及び畑、合計面積は2,164㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲渡人4名は、仕事が多忙だったり、農機具の老朽化等で営農が困難になったりで農地を処分したいとの意向を持っており、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル566枚、パワコン4台、発電出力249.9kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力送配電株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金5,200万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後に、雑草管理として、防草シートを施工します。土地の境界には、既設擁壁があり、近隣農地に土砂等が流出することはありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

給排水は無く、雨水は地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、12番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番

12番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地につきましては、4名の方が所有しておりますが、高齢や県外在住、農地が自宅から離れていたり、農機具が使用不能になって遊休地になっております。以前、所有者に農業をしている方に売ってくれませんかと話をしたこともありますが進展しませんでした。この度、太陽光発電施設用地として売却することになったようでございまして、何も問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第33号4番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、5番の賃貸借権設定による作業ヤードのための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁をご覧ください。5番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、山川町青木、地目は、台帳、現況、共に田、面積は2,078㎡の内910㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

申請地は現在遊休農地となっており、JR線路の下を横断している排水路の改良工事において、線路沿いの鉄道用地に隣接する申請地の一部に、クレーン車のアウトリガー用とトラックの搬入経路の拡幅、材料置場とするため敷鉄板を設置するとのことで、賃貸借権を設定し、令和6年2月29日までの一時転用許可申請となっております。借人はJR四国のグループ会社で、概要としては田の形状を変化させないよう養生の意味も含め、1.2m×2.4mの鉄板を20枚、工事前に申請地に設置し、工事完了後に撤去します。その他の造成はありませんので、周辺への影響も現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、安部です。事務局と現地の確認をしましたが、特に問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号5番の賃貸借権設定による作業ヤードのための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、6番の売買による事業用駐車場のための転用申請でございます。本件につきましては、1種農地における500㎡以上の転用のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に田、面積は9

83㎡でございます。農用地区分は、令和5年8月7日付けで農振除外された第1種農地と認められます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、土地の管理に苦慮し、現在は雑木が茂り荒廃しています。譲受人は解体工事や運搬業をしており、自己所有の事業用駐車場を持っていないため、申請地を購入し駐車場として使用することです。現在は別の場所にダンプカーやトラックの駐車場を借りていますが、賃貸借契約の更新に不安があり、購入の交渉もしたがあうまくいきませんでした。申請地は、広く道路に接しており自動車の出入りが容易であること、自宅兼事務所から比較的近いことなどから、譲渡人との間で購入の話がまとまったようです。

計画概要は、自己資金80万円により、表土を20cmすき取り、同じ高さに土を入れた上に砕石を15cm敷き仕上げます。造成については、既設又は新設の土羽止めに加え、隣接農地へ土砂の流出が無いように留意することです。雨水は地下浸透させる計画で、周辺への影響は現状と変わらないと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、川端です。現在、申請地は雑木がたくさん生えておりまして山林のようになっております。周囲の道路の方まで枝が伸びてきますので度々問題になっておりました。今回、譲受者が購入され、事業用の駐車場にされるということで管理の面からも本当に良かったと思っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号6番の、売買による事業用駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号6番につきましては許可することに決定いたしました。なお、本件につきましては、徳島県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして7番及び8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は9

04㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲渡人は、会社員で耕作する時間が無く農業経営を縮小しようとしていたため、譲受人に売買の相談を持ちかけ、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル174枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既存の擁壁と土羽があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲にフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

また、川田耕地整理土地改良区からは、該当する農地について、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。

その他関係書類は添付されております。、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

続きまして8番でございます。2筆でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が畑及び田、現況は田、合計面積は1,330㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

この案件は7番と同じ業者による太陽光発電施設用地への転用許可申請です。

譲渡人2名は、体力の低下や仕事の多忙さにより農業経営を縮小することを考えており、譲受人に売買の相談を持ちかけ、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、7番と同一で、太陽光パネル174枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成、雑草対策、フェンス設置、雨水処理、土地改良区の承認等についても、7番と同一でございます。

その他関係書類は添付されております。、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番

9番、南園です。7番の譲渡者は農業経験も無く、父親が亡くなった後は耕作放棄地となっていました。この度、両隣の土地が太陽光発電施設用地となっている関係で話があったようで、同用地として売却することを決断したようでございます。8番1筆目の譲渡者も既に所有していた農地を何件か太陽光発電施設用地として売却しております。後継者がいないので順次処分をするとのことでございます。8番2筆目の譲渡者も、かな

り農地を所有していたのですが、マンションやアパートに転用いたしまして、今回も1筆目の隣地である農地を太陽光発電に売却するということでございまして、3件とも何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号7番及び8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号7番及び8番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして9番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は775㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。
この案件も7番8番と同じ業者による太陽光発電施設用地への転用許可申請です。
譲渡人は、高齢で耕作ができず、申請地も休耕状態でした。この度、譲受人に売買の相談をした結果、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。
計画概要は、太陽光パネル160枚、パワコン8台、発電出力39.6kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。
土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既存の擁壁と土羽があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲にフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されております。当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 3番、真相です。いま、事務局から説明があつたとおり問題ないと思い

ますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第33号9番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号9番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 次に、議第34号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
1番及び2番の非農地証明願でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第34号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の4頁をご覧ください。

従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は農地法第5条の許可を受けてはいないが、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められるなどの場合、非農地証明書の交付を受けることができるものです。

1番でございます。位置図については資料1です。

所在は、鴨島町敷地字長原、地目は台帳、現況共に畑、面積は219㎡でございます。

申請人の申告では、平成10年頃に家族及び来客用の車両を駐車するスペースが不足していたため、カーポート付き駐車場を整備、また、平成15年頃に陶芸工房の焼き釜を新設するため、工房の建物を増築したとのことでございます。

当時は、農地法の趣旨もよく理解していなかったため、事後になりましたが、今回、土地と家屋を売買するにあたって非農地証明願いでの手続を行うことになったようでございます。

申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地に建物が建設されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。

続いて2番でございます。位置図については資料1です。

申請者は1番と同一人です。所在は、鴨島町敷地字長原、地目は台

帳、現況共に畑、面積は89㎡でございます。

申請人の申告では、平成10年頃に家族が増えたことにより台所の変更及び物置スペースの増設が必要になり居宅を増築したとのことでございます。

1番同様、今回、土地と家屋を売買するにあたって非農地証明願いの手続を行うことになったようでございます。

申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地に建物が建設されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容については、ただいま事務局から説明のあったとおりです。1件目2件目の申請地とも同じ一画の建物に付随するような形で計画されているもので、説明があったとおり設置後20年以上が経過しているとのことでございます。2件の申請とも問題もなくやむを得ないかと思われますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第34号1番及び2番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第34号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第34号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の6頁をご覧ください。1番と2番を併せて説明いたします。2件3筆で合計面積は3,625㎡、所在は鴨島町山路字岡原です。位置図については、資料14です。こちらは、農地法第5条第1項第7号に基づく同法施行規則第53条第1項第5号による、公共事業(新ごみ処理施設整備)に係る臨時駐車場として、吉野川市長からの転用届出でございます。

令和5年9月12日付けで、これを受理致しました。

事務局

続きまして3番でございます。位置図については、資料15です。
こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫及び進入路への転用届出でございます。転用面積は1,940㎡のうち170.55㎡です
令和5年9月27日付けで、これを受理致しました。

事務局

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。
議案書の7頁をご覧ください。
今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件3筆でございます。
以上でございます。

議長

報告事項(1)から(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○農林業振興課から農振農用地除外申請について
○その他

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員の皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時40分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記